

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則ほか 3 規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 1 号

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 2 号

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 3 号

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 4 号

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市立学校等の教職員の服務規則（平成30年松江市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（出勤簿の押印） 第15条 教職員は、<u>勤務時間開始と同時に執務を開始できるよう出勤</u>しなければならぬ。 <u>2 教職員の出勤及び週休日、出張、休暇等の管理については、出勤簿（様式第1号）により取り扱うものとする。</u> （勤務記録） 第30条 教職員は、<u>新規採用</u>により着任したときは、着任した日から7日以内に、勤務記録（様式第30号）を、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。	（出勤簿の押印） 第15条 教職員は、<u>所定の時刻までに出勤し、直ちに出勤簿（様式第1号）に自ら押印</u>しなければならぬ。 （勤務記録） 第30条 教職員は、<u>採用又は転任若しくは転補</u>により着任したときは、着任した日から7日以内に、勤務記録（様式第30号）を、所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。